

仙台市止水板等設置工事補助金交付要綱

(平成 28 年 3 月 31 日建設局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、総合的な浸水対策の一環として、浸水被害の防止又は軽減を図るため、住宅、マンション等の建物又は土地（これらに附属する駐車場を含む。以下「建物等」という。）に止水板等の設置及びその設置に伴う関連工事（以下「止水板等設置工事」という。）を行おうとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 止水板等 建物等の出入り口等に設置し、浸水に耐える材質で、繰り返し使用が可能なものをいう。
- (2) 関連工事 止水効果を高めるために行う工事で、次のものをいう。
 - ア 内外壁の止水工事
 - イ 土間コンクリート打設工事
 - ウ 浸水警報装置設置工事
 - エ その他市長が必要と認める工事
- (3) 分譲マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 1 号イに規定するマンションで、現に居住の用に供する部分があるものをいう。
- (4) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 2 条第 3 号に規定する管理組合をいう。

(補助金交付対象者)

第 3 条 仙台市下水道事業計画区域（雨水）のうち、過去に浸水被害が発生し、現に居住者が住んでいる建物等を所有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず次に掲げる者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 要綱施行日以降に建築基準法第 7 条第 5 項に基づく検査済証を受けた建物等に止水板等の施設を設置する者。
- (2) 売買等を目的とした建物等に止水板等の施設を設置する者。
- (3) 仮設の住宅に止水板等の施設を設置する者。
- (4) 市税を滞納している者。
- (5) 暴力団等との関係を有している者。
- (6) その他市長が補助金の交付を不相当と認めた者。

(補助金交付要件)

第 4 条 持ち家の一戸建て住宅で補助金を申請する場合は、建物等の所有者が管理する駐車施設で、周辺地盤より低い高さにある平面駐車場や、機械式駐車場にあっては周辺地盤より低い高さに自動

車を駐車する構造の場合、建物等内に流入してくる雨水や建物等内に降った雨水により自動車が冠水しないように、雨天時には自動車を避難させるなど、自主的な被害軽減対策を講じること。

2 分譲マンションで補助金を申請する場合は、管理組合が管理する駐車施設で、周辺地盤より低い高さにある平面駐車場や、機械式駐車場にあつては周辺地盤より低い高さに自動車を駐車する構造の場合、建物等内に流入してくる雨水や建物等内に降った雨水により自動車が冠水しないように、雨天時には自動車を避難させるなど、自主的な被害軽減対策を組合員に説明すること。

3 賃貸の住宅で補助金を申請する場合は、建物等の所有者は、建物等の使用者が使用する駐車施設で、周辺地盤より低い高さにある平面駐車場や、機械式駐車場にあつては周辺地盤より低い高さに自動車を駐車する構造の場合、建物等内に流入してくる雨水や建物等内に降った雨水により自動車が冠水しないように、雨天時には自動車を避難させるなど、自主的な被害軽減対策を建物等の使用者に説明すること。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において止水板等設置工事に要した費用の2分の1とし、一つの建物等について50万円を限度とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、一つの建物等につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 この要綱による申請者は、工事着手前までに止水板等設置工事費補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置箇所案内図、同位置図、写真
- (2) 工事計画図面及び止水板等仕様が明示されている図面類
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証の写し
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類
- (6) 暴力団等との関係を有していないことを証する書類(別記第2号様式)
- (7) 第4条第2項に該当する場合は、組合員に説明したことを証する書類
- (8) 第4条第3項に該当する場合は、建物等の使用者に説明したことを証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか委任状(別記第3号様式)を添付しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、書類を審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、止水板等設置工事費補助金交付決定通知書(別記第4号様式。以下「交付決定通知」という。)により、補助金を交付することが適当でないとき止水板等設置工事費補助金不交付決定通知書(別記第5号様式)により、速やかに申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（工事内容等の変更申請及び取り下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付決定後において、止水板等設置工事費補助金交付申請の内容に変更が生じた場合、あるいは申請を取り下げる場合は、関係書類を添付し、止水板等設置工事費補助金交付変更申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、書類を審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、止水板等設置工事費補助金変更交付決定通知書（別記第7号様式。以下「変更交付決定通知」という。）により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは止水板等設置工事費補助金変更不交付決定通知書（別記第8号様式）により、速やかに申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定による変更交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告）

第10条 交付決定通知又は変更交付決定通知を受けた者は、この要綱に基づき補助金の交付が決定された工事（以下「工事」という。）が完了したときは、止水板等設置工事費補助金実績報告書（別記第9号様式。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）完成図（平面図、立面図、設置図、構造図など）
- （2）工事写真
- （3）支払いを証明する書類
- （4）その他市長が必要と認めた書類

（補助金の額の確定及び通知）

第11条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに現地確認を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、止水板等設置工事費補助金確定通知書（別記第10号様式。以下「補助金確定通知」という。）により、申請者に通知する。

（補助金の交付）

第12条 補助金確定通知を受けた者は、止水板等設置工事費補助金請求書（別記第11号様式）により市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査の上、補助金を交付する。

(被交付者の維持管理義務)

第13条 被交付者は、工事の完了後、当該止水板等を良好に維持管理しなければならない。

2 被交付者は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(交付決定の取り消し等)

第14条 市長は、第7条の交付決定、第9条の変更交付決定、第12条の補助金の交付により補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、また既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を交付対象工事以外の用途に使用したとき。

(3) 正当な理由がなく、止水板等設置工事を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。

(4) 申請書が提出された年度内に実績報告書の提出がないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、止水板等設置工事費補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により、申請者に通知するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めのない事項は、仙台市補助金等交付規則（昭和55年3月31日仙台市規則第30号）の定めるところによるものとし、その他必要な事項は建設局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月31日改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月31日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

別記第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

（あて先）仙 台 市 長

申請者 住所
氏名 印
電話
（連絡先）住所
氏名
電話

※申請者と連絡先が同一の場合は、「同上」で可

止水板等設置工事費補助金交付申請書

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市止水板等設置工事補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助事業の名称及び概要	止水板等設置工事費補助事業	
施工場所	仙台市 区	
住宅の状況	竣工年度	昭和 平成 年度
	形態	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅（持ち家） <input type="checkbox"/> 分譲マンション <input type="checkbox"/> 賃貸の住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	申請者と住宅の関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理組合
工事の概要	主な施工内容	<input type="checkbox"/> 止水板等 <input type="checkbox"/> 内外壁の止水工事 <input type="checkbox"/> 土間コンクリート <input type="checkbox"/> 浸水警報装置 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※詳細は、添付図面等による
	工事予定期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	予定工事費	円
	施工業者名	

○添付書類

設置箇所案内図，同位置図，写真 工事計画図面及び止水板等仕様が明示されている図面類
工事見積書の写し 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証の写し （市税納付状況確認について同意しない場合）市税の滞納がないことを証する書類（通） 暴力団等との関係を有していないことを証する書類（通）（別記第2号様式） 組合員に説明したことを証する書類（第4条第2項に該当する場合） 建物等の使用者に説明したことを証する書類（第4条第3項に該当する場合） 委任状（別記第3号様式） その他（ ）

別記第2号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

（あて先）仙 台 市 長

申請者 住所
氏名
電話
（連絡先）住所
氏名
電話

※申請者と連絡先が同一の場合は、「同上」で可

誓約書及び同意書

1. 暴力団等との関係を有していないことについて

仙台市止水板等設置工事補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。また、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

2. 市税納付状況の確認について

私（法人（団体）含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を建設局下水道北・南管理センターが税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

生年月日（ 年 月 日）

※ 該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な情報となる「生年月日」（個人に限ります。）の記入をお願いします。

同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）を添付して申請してください（1通300円の手数料が必要です。）。

別記第3号様式（第6条関係）

委任状

私は下記の者を代理人と定め、仙台市止水板等設置工事補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、申請に関する権限を委任いたします。

令和 年 月 日

委 任 者	住所	
	氏名	印
	電話	

記

受 任 者	住所	
	氏名	印
	電話	

別記第4号様式（第7条関係）

仙台市（ ）指令第 号
令和 年 月 日

様

仙台市長 印

止水板等設置工事費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった止水板等設置工事費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助事業の名称 止水板等設置工事費補助事業
2. 補助金額（予定） 円
3. 施工場所 仙台市 区
4. 交付条件

- （1）補助対象工事の内容に変更が生じた場合や工事が完了したときは、遅滞なく、仙台市長に届け出て下さい。
- （2）補助金の額は、実績報告書の提出があった後、その内容の審査及び現地確認を行った上で確定します。また、補助金は、その額の確定後に、市長に請求があった後に交付します。
- （3）次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、補助金を交付した後に判明した場合は、その全部又は一部を返還していただきます。
 - ア. 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - イ. 補助金を交付対象工事以外の用途に使用したとき。
 - ウ. 正当な理由がなく、止水板等設置工事を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。
 - エ. 申請者が提出された年度内に実績報告書の提出がないとき。
 - オ. 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令の規定に違反したとき。

【担当】

仙台市建設局下水道管理部下水道北管理センター
電話 022-373-0902
仙台市建設局下水道管理部下水道南管理センター
電話 022-746-5061

別記第5号様式（第7条関係）

仙台市（ ）指令第 号
令和 年 月 日

様

仙台市長 印

止水板等設置工事費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった止水板等設置工事費補助金の交付について、下記の理由により交付できないので通知します。

記

1. 補助事業の名称 止水板等設置工事費補助事業
2. 施工場所 仙台市 区
3. 理由

【担当】

仙台市建設局下水道管理部下水道北管理センター

電話 022-373-0902

仙台市建設局下水道管理部下水道南管理センター

電話 022-746-5061

別記第6号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

（あて先）仙 台 市 長

申請者 住所
氏名 印
電話
（連絡先）住所
氏名
電話

※申請者と連絡先が同一の場合は、「同上」で可

止水板等設置工事費補助金交付変更申請書

令和 年 月 日付けで交付決定のあった止水板等設置工事費補助について、次のとおり変更したいので、下記のとおり（変更・取り下げ）申請します。

記

補助事業の名称		止水板等設置工事費補助事業	
変更の内容		変更前	変更後
施工内容 ※詳細は、添付図面 等による	<input type="checkbox"/> 止水板		
	<input type="checkbox"/> 内外壁の止水工事		
	<input type="checkbox"/> 土間コンクリート		
	<input type="checkbox"/> 浸水警報装置		
	<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 工事予定期間	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 予定工事費	円	円	
<input type="checkbox"/> その他			
変更理由			
備考			
取り下げる理由			

○添付書類

工事計画図面及び止水板等仕様が明示されている図面類 工事見積書（変更）の写し

その他（ ）

別記第7号様式（第9条関係）

仙台市（ ）指令第 号
令和 年 月 日

様

仙台市長 印

止水板等設置工事費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付決定した止水板等設置工事費補助に係る、令和 年 月 日付けで変更申請のあった止水板等設置工事費補助金の交付について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

補助事業の名称	止水板等設置工事費補助事業	
変更の内容	変更前	変更後
補助金額（予定）	円	円
[申請のあった予定 工事費]	[円]	[円]
変更理由		
変更の条件		
備考		

【担当】

仙台市建設局下水道管理部下水道北管理センター

電話 022-373-0902

仙台市建設局下水道管理部下水道南管理センター

電話 022-746-5061

別記第8号様式（第9条関係）

仙台市（ ）指令第 号
令和 年 月 日

様

仙台市長 印

止水板等設置工事費補助金変更不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付決定した止水板等設置工事費補助に係る、令和 年 月 日付けで変更申請のあった止水板等設置工事費補助金の交付について、下記の理由により交付できないので通知します。

記

1. 補助事業の名称 止水板等設置工事費補助事業
2. 施工場所 仙台市 区
3. 理由

【担当】

仙台市建設局下水道管理部下水道北管理センター

電話 022-373-0902

仙台市建設局下水道管理部下水道南管理センター

電話 022-746-5061

別記第9号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

（あて先）仙 台 市 長

申請者 住所
氏名
電話
（連絡先）住所
氏名
電話

※申請者と連絡先が同一の場合は、「同上」で可

止水板等設置工事費補助金実績報告書

令和 年 月 日付けで交付決定（変更）のあった止水板等設置工事が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

補助事業の名称	止水板等設置工事費補助事業
施工場所	仙台市 区
施工業者名	
工事期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
工事費	円

- 添付書類
- 完成図（平面図，立面図，設置図，構造図など）
- 工事写真
- 支払いを証明する書類
- その他（ ）

別記第10号様式（第11条関係）

仙台市（ ）指令第 号
令和 年 月 日

様

仙台市長 印

止水板等設置工事費補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで交付決定した止水板等設置工事費補助金は、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 補助事業の名称 止水板等設置工事費補助事業
2. 交付確定金額 円
3. 施工場所 仙台市 区

注) 月 日までに止水板等設置工事費補助金請求書を提出して下さい。

【担当】

仙台市建設局下水道管理部下水道北管理センター

電話 022-373-0902

仙台市建設局下水道管理部下水道南管理センター

電話 022-746-5061

別記第11号様式（第12条関係）

令和 年 月 日

（あて先）仙 台 市 長

申請者 住所
氏名
電話
（連絡先）住所
氏名
電話

※申請者と連絡先が同一の場合は、「同上」で可

止水板等設置工事費補助金請求書

令和 年 月 日付け仙台市（ ）指令第 号で止水板等設置工事費補助金確定通知を受けたので、下記のとおり補助金を請求します。

記

補助事業の名称	止水板等設置工事費補助事業	
施工場所	仙台市 区	
請求金額	補助金確定通知の金額を記入 円	
振込先	金融機関名	銀行 支店
	(フリガナ)	
	口座名義人	
	口座番号	1. 普通 2. 当座

<添付書類> 上記振込先が確認できる金融機関口座の写し

別記第12号様式（第14条関係）

仙台市（ ）指令第 号
令和 年 月 日

様

仙台市長 印

止水板等設置工事費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けで交付決定した止水板等設置工事費補助金については、仙台市止水板等設置工事補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記理由により、補助金交付決定を取消します。

記

1. 補助事業の名称 止水板等設置工事費補助事業
2. 取消し理由

【担当】

仙台市建設局下水道管理部下水道北管理センター
電話 022-373-0902
仙台市建設局下水道管理部下水道南管理センター
電話 022-746-5061